

# 中古住宅診断支援

中古住宅の流通を促進するため、買主に安心感を与える『中古住宅診断』及び、隠れた瑕疵を保証する『既存住宅売買瑕疵保険』の普及を図るため、調査費用の一部を補助します。

## 1. 支援金額

- 調査費用の1/2(上限3万円)
  - 東根市内の住宅の場合 調査費用の3/4(上限4.5万円)
  - 公社分譲地内の住宅の場合 調査費用の全額(上限6万円)

## 2. 対象者

- 県内にある中古住宅の売主又は買主(ただし、買主は個人に限ります。)

## 3. 支援の要件

- 補助対象となる調査内容
  - 令和3年4月1日以降に行った以下のいずれかの調査
    - 国土交通大臣が定める『既存住宅状況調査方法基準』に従って行われた調査
    - 『既存住宅売買瑕疵保険』に加入するための調査
- 調査を実施する人
  - 国土交通大臣が定める『既存住宅状況調査技術者講習』を修了した建築士
  - 『既存住宅売買瑕疵保険』に加入するための調査の場合は、住宅瑕疵担保責任法人の現場検査員



## 4. 募集期間と募集戸数

- 募集期間：令和3年4月1日(木)～令和4年3月11日(金)＜先着順＞
- 募集戸数：約90戸 ※予算に達した場合はその時点で終了

## 5. 手続きの流れ

調査の実施

直接調査者へ依頼してください

①調査依頼 → ②調査の実施 → ③調査結果報告 → ④調査費用の支払い

交付申請 兼 実績報告書

下記申込窓口にて持参又は郵送で申請してください。

- 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会  
〒990-0023 山形市松波一丁目10-1  
TEL 023-623-7502
- 公益社団法人全日本不動産協会山形県本部  
〒990-0023 山形市松波四丁目1-15自治会館6F  
TEL 023-642-6658

### ○提出書類

1. 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
2. □座振替申込書(様式第1号別添)
3. 『調査の結果の概要』の写し
4. 調査費領収書の写し
5. 中古住宅確認書類(登記簿の写しなど)
6. 売買物件確認書類(売買契約書・広告の写しなど)  
(5・6は既存住宅売買瑕疵保険付保証明書でも確認可能)

交付決定・額の確定

補助金の振込

申込窓口より、交付決定の通知があり補助金が振り込まれます。

本事業の問合せ先

TEL 023-630-2433

山形県 県土整備部 建築住宅課 企画担当

→  
制度の詳細い  
内容はこちら

